

特定非営利活動法人こいのぼり定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人こいのぼりという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市守山区大森四丁目 1803 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、一人暮らしの高齢者の方やその他支援を必要としている方々を対象に、身元保証・生活支援・財産管理・死後事務の支援などの事業を行い、人権の保護と福祉の推進に努め、安心して暮らせる社会の実現を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 消費者の保護を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①福祉、介護、医療、法律等の情報提供及び相談に関する事業
- ②身元保証及び連帯保証、生活支援、財産管理、死後事務、ペット支援等に関する事業
- ③その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ①不動産の売買・交換・賃借及びその仲介並びに所有・管理及び利用事業
- ②古物営業法に基づく古物の買取・販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の決議があつたとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 1

4 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、名古屋市に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 松本美樹

副理事長 田聡司

理事 澄田智美

監事 夏田秋夫

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年7月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年5月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 0円 年会費 0円

(2) 賛助会員 入会金 0円 年会費 0円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人こいのぼり

役名	フリガナ 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事	マツモト ミキ 松本 美樹		無
理事	デン ソウジ 田 聡司		無
理事	スミダ トモミ 澄田 智美		無
監事	ナツタ アキオ 夏田 秋夫		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

日本の総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合は年々上昇を続けています。1950年にはわずか4.9%でしたが、1985年に10%を超え、2005年に20%を突破、そして2022年には29.1%に達しました。直近の令和5年（2023年）10月1日時点で高齢者人口は約3,623万人となり、総人口の29.1%を占めています。これは過去最高の高齢化率であり、国民の約3人に1人が65歳以上という超高齢社会です。

また団塊の世代が全て75歳以上となる2025年には、後期高齢者（75歳以上）が総人口の約18%に達し、2040年には65歳以上人口が全体の約35%に達すると推計されています。

このように高齢化の進行は今後も一層深刻化する見通しです。

日本では単身（一人暮らし）世帯が増加し続け、家族構成に大きな変化が生じています。

令和2年国勢調査によれば、単独世帯数は約2,115万世帯で、全世帯の約4割を占めています。これは2015年時点から大きく増加しており、現代日本で最も一般的な世帯構造が「一人世帯」であることを示しています。特に高齢者の単身世帯の増加が顕著で、2020年時点で65歳以上人口の約5人に1人が一人暮らしです。高齢者の単身世帯数はその後も増加を続けており、約3世帯に1世帯が高齢者お一人で暮らす世帯という状況になっています。

孤独死も社会問題化しています。東京都監察医務院のデータによると、東京23区内で一人暮らしの65歳以上高齢者が自宅で死亡した人数は令和3年（2021年）に4,010人に上りました。首都圏だけでも年間数千件規模で孤立死が発生していることになり、全国規模ではその数は更に多いと推測されます。実際、民間調査では2022年に全国で推計6,727人が孤独死したとの報告もあります。孤独死は高齢者に限らず発生しますが、その約8割は高齢者が占めているとの指摘もあり、高齢高齢者の増加に伴い今後さらにリスクが高まる懸念があります。

さらに社会的孤立や孤独感に関する指標も悪化しています。内閣府の調査によれば、65歳以上の高齢者の8.9%が「日常的に人との付き合いがない」と感じていると回答しています。また、内閣府「高齢社会白書」（令和6年版）では、65歳以上の高齢者の約5割弱が「自分にも孤独死が身近に起こり得る」と感じていることが明らかにされています。このように、多くの高齢者が日々孤独や不安を抱えて暮らしており、地域や社会からの孤立が深刻な問題となっている実態が浮き彫りです。

高齢者が身元保証人となってくれる親族等がないという課題も顕在化しています。医療機関への入院や介護施設への入所の際、多くの場合で身元保証人や緊急連絡先の提出が求められますが、身寄りのない高齢者にとってこれは大きなハードルです。総務省が令和4年に行った調査では、回答のあった病院・施設の9割以上が入院・入所時に身元保証人等を求めていると報告されています。さらに、「保証人を用意できなければ入院・入所を断る」と回答した施設が全体の2割超、病院でも約5.9%存在したことが明らかになりました。つまり、身元保証人がいないことが原因で適切な医療・介護が受けられない恐れが現実にあ

るのです。

一方で、高齢者の側でも頼れる身内がないケースが増えています。晩婚化・非婚化や少子化の影響で子どものいない高齢者世帯が増加しており、ある推計では2040年には「身寄りのない高齢者」が1,000万人以上（高齢者の約25%）に達するとも指摘されています。現時点でも高齢単身者の中には保証人になってくれる親族がいない人が少なくなく、自治体や民間による有償の身元保証サービス利用が広がりつつある状況です。身元保証人不在の問題は、高齢者の安心・安全な暮らしを支えるうえで深刻な社会課題となっています。

核家族化と地域コミュニティの変容により、従来あった地域や親族の見守り・支え合いが弱まっています。1980年頃には三世同居など大家族が高齢者世帯の約半数を占めていましたが、現在では高齢者世帯の約3割ずつが夫婦のみ世帯・単独世帯となり、三世同居は大きく減少しました。近年は子や兄弟姉妹であってもお互い干渉せず一定の距離を保つ傾向が強まっており、身内がいても頼れない高齢者も増えていると指摘されています。地域の隣人関係も昔に比べ希薄化しがちで、高齢者本人が困ったときに気軽に助け合えるコミュニティが失われつつあります。公的な支援体制もまだ十分とは言えません。政府は実態調査や見守り支援の強化に乗り出していますが、高齢者の急増に対して地域包括ケアや成年後見制度などのインフラ整備が追いついていないのが現状です。「住居」「医療」「介護」といった生活の根幹領域でいまだに家族等による人的な支援が前提となっており、身寄りのない高齢者を包括的に支える公的サービスは発展途上にあります。

こうした背景から、地域での見守りネットワークの構築や高齢者を支える制度整備が喫緊の課題となっています。

そのために、身元保証や生活に関する支援、死後事務に関する支援などを通じ、高齢者が安心して生活できる社会を実現していきたいと考えております。

社会的信頼の確立と、透明性・公平性のある運営体制の構築を図りつつ、活動の持続可能性を高めるため、特定非営利活動法人として法人格を取得することを決断いたしました。

2 申請に至るまでの経過

令和7年3月31日、発起人会を開催し、設立の趣旨、定款、第1期及び第2期の事業計画及び予算、設立当初の役員などについての案を審議いたしました。

令和7年4月24日、設立総会を開催し、発起人より設立の趣旨、定款、第1期及び第2期の事業計画及び予算、設立当初の役員などを提案し、審議の上、決定し、設立認証申請することに至りました。

令和7年4月24日

特定非営利活動法人こいのぼり

設立代表者

氏 名 松本 美樹

特定非営利活動法人こいのぼり
令和7年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①福祉、介護、医療、法律等の情報提供及び相談に関する事業	福祉、介護、医療、法律等のセミナーの開催・相談に関する事業	(A) 通年 (B) 名古屋市内 (C) 3名	(D) 高齢者を中心とした支援を必要としている一般市民 (E) 400名	200千円
②身元保証及び連帯保証、生活支援、財産管理、死後事務、ペット支援等に関する事業	身元保証及び連帯保証、生活支援、財産管理、死後事務、ペット支援等に関する事業	(A) 通年 (B) 名古屋市内 (C) 5名	(D) 高齢者を中心とした支援を必要としている一般市民 (E) 50名	6,375千円
③その他当法人の目的を達成するために必要な事業		本事業年度は実施予定なし。		—

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①不動産の売 買・交換・ 賃借及びそ の仲介並び に所有・管 理及び利用 事業	高齢者を中心とした財産管理等 の事業実施により、処分・利用の 要望のあった不動産の売買や賃借 を仲介する事業	本事業年度は、実施予定なし。	—
②古物営業法 に基づく古 物の買取・ 販売事業	高齢者を中心とした生活支援等 の事業実施にあたり処分の要望の あった中古品の買取をおこない、 販売する事業	本事業年度は、実施予定なし。	—

特定非営利活動法人こいのぼり
令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①福祉、介護、 医療、法律 等の情報提 供及び相談 に関する事 業	福祉、介護、医療、法律 等のセミナーの開催・相 談に関する事業	(A) 通年 (B) 名古屋市内 (C) 3名	(D) 高齢者を中 心とした支 援を必要と している一 般市民 (E) 480名	240千円
②身元保証及 び連帯保 証、生活支 援、財産管 理、死後事 務、ペット 支援等に関 する事業	身元保証及び連帯保証、 生活支援、財産管理、死 後事務、ペット支援等に関 する事業	(A) 通年 (B) 名古屋市内 (C) 5名	(D) 高齢者を中 心とした支 援を必要と している一 般市民 (E) 120名	15,060千円
③その他当法 人の目的を 達成するた めに必要な 事業		本事業年度は実施 予定なし。		—

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①不動産の売 買・交換・ 賃借及びそ の仲介並び に所有・管 理及び利用 事業	高齢者を中心とした財産管理等 の事業実施により、処分・利用の 要望のあった不動産の売買や賃借 を仲介する事業	(A)通年 (B)名古屋市内 (C)1名	50 千円
②古物営業法 に基づく古 物の買取・ 販売事業	高齢者を中心とした生活支援等 の事業実施にあたり処分の要望の あった中古品の買取をおこない、 販売する事業	(A)通年 (B)名古屋市内 (C)1名	20 千円

活動予算書

法人成立の日から 令和8年5月31日 まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		0
賛助会員受取入会金	0		0
正会員受取会費	0		0
賛助会員受取会費	0		0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3. 受取助成金等			
受取助成金	0		0
4. 事業収益			
福祉、介護、医療、法外等の情報提供及び相談に関する事業収益	0		0
身元保証及び通簿保証、生活安定、財源管理、死後事務、ペット完結等に寄与する事業収益	7,500,000		7,500,000
その他当法人の目的を達成するために必要な事業収益	0		0
不動産の売買・交換・賃借及びその仲介並びに所有・管理及び利用事業収益		0	0
古物営業法に基づく古物の買取・販売事業		0	0
5. その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	7,500,000	0	7,500,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	4,500,000		4,500,000
法定福利費	675,000		675,000
人件費計	5,175,000	0	5,175,000
(2) その他経費			
諸謝金	0		0
印刷製本費	100,000		100,000
広告宣伝費	400,000		400,000
旅費交通費	100,000		100,000
通信運搬費	0		0
賃借料	800,000		800,000
その他経費計	1,400,000	0	1,400,000
事業費計	6,575,000	0	6,575,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	250,000		250,000
法定福利費	37,500		37,500
人件費計	287,500	0	287,500
(2) その他経費			
諸謝金	0		0
印刷製本費	0		0
会議費	30,000		30,000
旅費交通費	0		0
通信運搬費	200,000		200,000
消耗品費	30,000		30,000
水道光熱費	100,000		100,000
賃借料	0		0
保険料	100,000		100,000
租税公課	50,000		50,000
雑費	100,000		100,000
その他経費計	610,000	0	610,000
管理費計	897,500	0	897,500
経常費用計	7,472,500	0	7,472,500
当期経常増減額	27,500	0	27,500
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	27,500	0	27,500
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			27,500

活動予算書

令和8年6月1日 から 令和9年5月31日 まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		0
賛助会員受取入会金	0		0
正会員受取会費	0		0
賛助会員受取会費	0		0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3. 受取助成金等			
受取助成金	0		0
4. 事業収益			
福祉、介護、医療、法律等の情報提供及び相談に関する事業収益	0		0
身体障がい及び高齢者福祉、生活支援、財政管理、地区事務、イベント運営等に関する事業収益	0		0
その他当法人の目的を達成するために必要な事業収益	18,000,000		18,000,000
不動産の売買・交換・賃借及びその仲介並びに所有・管理及び利用事業収益		726,000	726,000
古物営業法に基づく古物の買取・販売事業		300,000	300,000
5. その他収益			
受取利息			0
雑収益			0
経常収益計	18,000,000	1,026,000	19,026,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	10,800,000		10,800,000
法定福利費	1,620,000		1,620,000
人件費計	12,420,000	0	12,420,000
(2) その他経費			
諸謝金	0		0
印刷製本費	120,000		120,000
広告宣伝費	1,800,000		1,800,000
旅費交通費	120,000	70,000	190,000
通信運搬費	0		0
賃借料	840,000		840,000
その他経費計	2,880,000	70,000	2,950,000
事業費計	15,300,000	70,000	15,370,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	600,000		600,000
法定福利費	90,000		90,000
人件費計	690,000	0	690,000
(2) その他経費			
諸謝金	0		0
印刷製本費	0		0
会議費	36,000		36,000
旅費交通費	0		0
通信運搬費	240,000		240,000
消耗品費	36,000		36,000
水道光熱費	120,000		120,000
賃借料	1,200,000		1,200,000
保険料	120,000		120,000
租税公課	60,000		60,000
雑費	120,000		120,000
その他経費計	1,932,000	0	1,932,000
管理費計	2,622,000	0	2,622,000
経常費用計	17,922,000	70,000	17,992,000
当期経常増減額	78,000	956,000	1,034,000
経理区分振替額	956,000	△ 956,000	0
当期正味財産増減額	1,034,000	0	1,034,000
前期繰越正味財産額			27,500
次期繰越正味財産額			1,061,500